

厚生労働省発基安0328第2号

令和5年3月28日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 有機溶剤中毒予防規則の一部改正

有機溶剤中毒予防規則第二十四条第一項に掲げる事項の内容及び掲示方法について、厚生労働大臣が別に定めることとする規定を削除すること。

第二 特定化学物質障害予防規則の一部改正

一 事業者は、特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業場には、次の事項を、見やすい箇所に掲示しなければならないものとする事。

1 特定化学物質の名称

2 特定化学物質により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状

3 特定化学物質の取扱い上の注意事項

4 特定化学物質障害予防規則（以下「特化則」という。）第三十八条の四に規定する作業場（5に掲げる場所を除く。）にあつては、使用すべき保護具

5 次に掲げる場所にあつては、有効な保護具を使用しなければならない旨及び使用すべき保護具

- (一) 特化則第六条の二第一項の許可に係る作業場（同項の濃度の測定を行うときに限る。）
- (二) 特化則第六条の三第一項の許可に係る作業場であつて、特化則第三十六条第一項の測定の結果の評価が特化則第三十六条の二第一項の第一管理区分でなかつた作業場及び第一管理区分を維持できないおそれがある作業場
- (三) 特化則第二十二条第一項第十号の規定により、労働者に必要な保護具を使用させる作業場
- (四) 特化則第二十二条の二第一項第六号の規定により、労働者に必要な保護具を使用させる作業場
- (五) 特化則第三十六条の三第一項の場所
- (六) 特化則第三十八条の七第一項第二号の規定により、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させる作業場
- (七) 特化則第三十八条の十三第三項第二号に該当する場合において、同条第四項の措置を講ずる作業場
- (八) 特化則第三十八条の二十第二項各号に掲げる作業を行う作業場
- (九) 特化則第三十八条の二十一第一項に規定する金属アーク溶接等作業を行う作業場

(十) 特化則第四十四条第三項の規定により、労働者に保護眼鏡並びに不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用させる作業場

二 その他所要の改正を行うこと。

第三 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の一部改正

第二の一の改正に伴い、所要の改正を行うこと。

第四 施行期日

この省令は、公布日から施行すること。ただし、第二の一、第二の二の一部及び第三については令和五年十月一日から、第二の二の一部については令和六年四月一日から施行すること。